

農家の皆さまへ

米の全量全袋検査に係る搬入手数料について

標記の件につきまして、米の検査へのご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。皆さまのご協力により検査は順調に推移しております。

検査のために持ち込んだ米の搬入手数料（110円／1袋・片道）のお支払いにつきまして、下記のとおりお知らせ致します。

記

- 個人で検査場へ持ち込み検査を受けた方につきまして、1袋（30kg）あたり片道 110円の手数料をお支払いします。
※フレコンバッグの検査手数料については、1袋あたり3,024円です。
- 上記手数料については、搬入された数量を集計後、大玉村地域農業再生協議会から生産者の口座へ送金致します。（12月下旬を予定）
- 搬入された方と生産者が異なる場合は、お手数でも生産者の方から実際に搬入された方へお支払い頂きますようお願い申し上げます。
- 全ての米について、全量全袋検査を受けて下さい。検査を受けていない米については、出荷・販売・縁故米等として利用することができません。
- 検査を受けて、スクリーニングレベルが（25Bq/kg）以下の米は、その場で検査済みラベルが貼り付けられ、出荷・販売・飯米・縁故米等として利用が可能となります。※スクリーニングレベル（25Bq/kg）を超えた米については、県の詳細検査を受けることとなります。

【問い合わせ先】

大玉村役場 産業建設部 産業課 農業振興係

☎ 24-8106（直通）

米の全量全袋検査に伴う検査場の閉鎖について

このことについて、平成29年産米の検査実施期限は以下とおりとなりますので、まだ検査を受けていない方は、お早めに受けるようお願いいたします。

米の全量全袋検査は、県下一斉に取り組んでいる事業であり、福島県産米の安全・安心を全国に発信し、風評被害払拭・消費拡大を図る取り組みです。万が一全量全袋検査を受けていない米が流通してしまうと、福島県全体の信用を失う問題となりますので、保有米・飯米についても、必ず検査を実施されますようお願い申し上げます。

《検査場の実施期限について》

| 検査場 | 検査の最終日 | |
|-------------------------------|-----------|-----------|
| 第1検査場 （玉井育苗センター）JA出荷用米 | 休日（土・日・祝） | 11月12日（日） |
| 第2検査場 （大山農産物集荷所）自家保有米等 | 平日 | 11月30日（木） |
| ※どちらの検査場も同じ期間となります | | |

※モミ等のまま保管していた米を、検査期間終了後に出荷する場合においても、全量全袋検査が必要となります。その際は他市町村の検査場で検査を受けることとなりますので、まずは大玉村役場 産業課（Tel24-8106）へご連絡を頂き、検査日程の調整をして下さい。

【問い合わせ：大玉村役場 産業課 農業振興係 ☎24-8106（直通）】

※予約受付時間は、午前8時30分～午後5時となります